

京都市訓令甲第 17 号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市マイクロフィルム文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)